

答申第 265 号

平成 17 年 5 月 23 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 10 月 21 日付けで諮問された県有地・県有施設利用調整会議の議事録非公開の件（諮問第 317 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の県立高校の不動産の処分に関する県有地・県有施設利用調整会議の議事録は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の日で開催された県有地・県有施設利用調整会議（以下「特定の会議」という。）の議事録のうち、特定の県立高校（以下「本件高校」という。）の不動産の処分に関する部分（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成 16 年 10 月 7 日付けで非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 号該当の点について

（ア）実施機関は、公開を拒む理由として政策形成過程の情報であることを挙げているが、政策形成過程の情報を積極的に公開することこそ、条例の目的にかんがみ重要であると考ええる。

今回公開を求めている情報は今年の会議録であり、条例第 5 条第 3 号に該当するものではなく、公開を拒む理由は納得できない。

（イ）県税で作上げられたすべての情報・行政文書は県民が等しく所有できるという理念に従えば、情報公開請求に対して非公開とできる理由は個人情報の保護等に限定されるべきものである。

特定の会議は、県所有の財産、すなわち、県民の等しく所有する財産をどのように処分するかを調整するための会議であり、条例第 5 条第 3 号に該当するという実施機関の非公開理由は、情報公開の理念を著しく逸脱するものといわざるを得ない。

また、県民に不正確な理解や無用な誤解を与える可能性がある等の実施機関の説明は、理解できない。実施機関は、非公開理由を具体的

に説明する責任を負うべきである。

(ウ) 政策形成過程前の未成熟な情報でも、情報が公開されるのは県民の権利である。情報を公開することにより、県政を県民に説明する責任が全うできることを、実施機関は認識していないのではないかという疑いをもつ。

(エ) 政策形成過程前の調整を担っていると実施機関は説明しているが、政策形成過程とその前の調整との線引きが明確ではなく、非公開理由には当たらない。

イ その他

条例第1条の目的に則して、県民の権利の尊重と行政の県民への説明責任の両方が並行して進んでいくような県政であってほしい。県のすべての事務事業について、個人情報に配慮しながら、県政を県民に説明する責任を全うするように情報の公開が進んでほしい。

3 実施機関（総務部財産管理課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

県有地・県有施設利用調整会議（以下「調整会議」という。）は、県有地の有効活用及び県有施設の適正配置等の全庁的調整を行うことを目的として設置されており、その結果として、会議の議題、発言者及び発言の概要等を記載した議事録が作成されている。本件行政文書は、特定の会議の議事録のうち、本件高校の不動産の処分に関する部分である。

(2) 条例第5条第3号該当性について

ア 調整会議の議事録に記載された情報は、県の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報である。

イ 調整会議においては、県有地及び県有施設の有効活用を図るに当たり、利活用の方向を決定し、事業を担当する部局は、その結果をもとに利活用の具体的な検討、いわゆる政策形成過程に入ることになっていることから、調整会議は、県としての政策形成過程前の調整を担っている。

ウ 本件行政文書に記載された情報は、県有地又は県有施設の処分等に関

する未成熟な情報である。土地の売買に関する案件のため、公開することにより、周辺の地価への影響が出て、特定の者に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある。

なお、本件高校の不動産の処分について政策決定された時点では、公開しても地価への影響はないと考える。

エ 本件行政文書には、本件高校の不動産の処分について調整中の相手方である地方自治体（以下「本件自治体」という。）及び特定の民間法人（以下「本件法人」という。）の情報が記載されている。本件行政文書に記載されている本件自治体の情報を公開すると、本件自治体の運営に影響を及ぼすとともに、今後の県と本件自治体との間の事務の遂行に当たり、支障が生じ、また、本件法人の情報を公開すると、本件法人の運営に影響を及ぼす。したがって、本件行政文書を公開すると、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

また、調整会議は方向性だけを導き出しているため、最終的な結果がその方向性と違ってくる場合もあり、関係者に不安感を与えるという点でも、本件行政文書を公開すると、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

オ 本件高校の不動産の処分については、議案が可決した段階で政策決定されているが、政策決定後においても、特定の会議で議論された情報は、あくまでも未成熟な情報と考えている。本件行政文書を公開すると、政策決定前と同様に、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

また、政策形成後に調整会議の議事録が公開されることが前提となると、調整会議における自由な意見が阻害されるおそれもある。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第 5 条第 3 号該当性について

- ア 条例第 5 条第 3 号は、「県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。
- イ 本件行政文書は、県有地の有効活用等について、県の機関内部若しくは機関相互における全庁的調整を目的として設置された調整会議の議事録である。本件行政文書には本件高校の不動産の利活用について審議した際の説明資料が添付されている。したがって、本件行政文書は、条例第 5 条第 3 号前段でいう「県の機関内部若しくは機関相互（中略）における審議、検討又は協議に関する情報」に該当するものと認められる。
- ウ 当審査会が確認したところ、本件高校の不動産の利活用についての実施機関としての政策決定は、平成 16 年 9 月神奈川県議会定例会において、その処分に関する議案が可決されたことにより、既に終了していることが認められる。
- エ 実施機関は、本件行政文書に記載された情報は、県有地又は県有施設の処分等に関する未成熟な情報であり、土地の売買に関する案件のため、公開することにより、周辺の地価への影響が出て、特定の者に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあると説明している。
- しかし、本件高校の不動産の処分については既に政策決定されており、公開しても地価への影響はないと考えられ、実施機関も本件高校の不動産の処分について政策決定された時点では、地価への影響はないと説明していることから、本件行政文書に記載された情報は、特定の者に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるものには該当しないと判断する。
- オ 実施機関は、本件行政文書には、調整中の相手方である本件自治体及

び本件法人の情報が記載されており、本件行政文書に記載されている本件自治体の情報を公開すると、本件自治体の運営に影響を及ぼすとともに、今後の県と本件自治体との間の事務の遂行に当たり、支障が生じ、また、本件法人の情報を公開すると、本件法人の運営に影響を及ぼすから、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると説明している。

しかし、仮に本件自治体及び本件法人の運営に影響を及ぼすとしても、それは本件自治体や本件法人などの限られた範囲にとどまるものであって、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

カ 実施機関は、調整会議は方向性だけを導き出しているため、最終的な結果がその方向性と違ってくる場合もあり、関係者に不安感を与えるという点でも、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると説明している。

しかし、調整会議は県有地及び県有施設の有効活用を図るに当たり、利活用の方向を決定し、その結果をもとに、事業を担当する部局が利活用の具体的な検討に入ることとなっていることを考慮すると、調整会議で出された方向性と最終的な結果が異なることは一般的に想定されることであることから、仮に結果が異なっていたとしても、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

キ 実施機関は、政策形成後に議事録が公開されることが前提となると、調整会議における自由な意見が阻害されるおそれもあると説明している。

調整会議は県有地・県有施設の利活用について県としての方向性を決定する場であることから、その構成員が率直に意見交換をし、自由な議論ができる必要があることは認められる。

しかし、調整会議の構成員は、県の施策の方向性を決める立場にいる県職員であり、また、議論の内容等が適切な範囲で公開されることには意義があり、県民からも期待されていることを考慮すると、調整会議における発言の内容が公開されたとしても、そのような立場にいる構成員が自由な意見を述べることをためらうことになるものと一般的に認めることは、困難である。

したがって、議題及び議論の具体的な内容等を考慮して、率直な意見を述べるのが困難となることあり得るかについて、個別具体的に検討することが必要であると考え。

当審査会が確認したところ、本件行政文書には、発言者名や具体的な発言内容が記載されているわけではなく、特定の会議で審議された結果が端的に記載されているにすぎないことから、公開することにより、調整会議の構成員による率直な意見交換が阻害されるおそれがあるとは認められない。

ク 以上のことから、本件行政文書を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとまではいえないことから、条例第5条第3号に該当しないものと判断する。

(3) 補論

本件行政文書の非公開事由として、実施機関は条例第5条第3号のみを挙げるが、実施機関の説明は、他に同条第2号及び同条第4号該当性の説明も行っていると解することも可能であるので、以下検討する。

ア 条例第5条第2号該当性について

実施機関は、本件法人の情報を公開することにより、本件法人の運営に影響を及ぼすと説明している。しかし、本件行政文書には本件法人を特定する情報は入っておらず、仮に他の情報から本件法人を推測できたとしても、本件行政文書からは県と調整を行っていたことが明らかになるにすぎず、本件法人の運営に影響を及ぼすとは認められないことから、条例第5条第2号に該当しないものと判断する。

イ 条例第5条第4号該当性について

実施機関は、本件行政文書に記載されている本件自治体の情報を公開することにより、本件自治体の運営に影響を及ぼすとともに、今後の県と本件自治体との間の事務の遂行に当たり、支障が生じると説明している。

しかし、地方自治体が政策を決定するに当たっては、事前に関係団体

等と調整を行うことは当然であり、政策決定がされた現時点において、県と本件自治体との間で事前に何らかの調整が行われていたであろうことは、一般的に推測できることである。また、本件自治体もまた、本件自治体の住民に対して説明責任を有することを考慮すると、本件行政文書を公開することにより、本件自治体の運営に影響を及ぼしたり、今後の事務の遂行に支障が生じるとは認められないことから、条例第5条第4号に該当しないものと判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年10月21日	諮問
10月26日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11月30日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
12月 3 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成17年 1 月14日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
2 月17日 (第43回部会)	審議
3 月 8 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3 月28日 (第44回部会)	審議
4 月18日 (第45回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	首都大学東京教授	
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成17年5月23日現在）（五十音順）